

令和3年度当初予算編成方針

国内景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、持ち直しの動きがみられる。引き続き、感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを引き上げていくなかで、今後は、国内外の感染症の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視していく必要がある。

国の予算編成では、新型コロナウイルス感染症への対応は喫緊の課題であるとして、その対応など緊要な経費については、別途、所要の要望を行うことができるとする一方、歳出全般にわたりこれまでの歳出改革の取組を強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化している。

地方の一般財源総額については、「新経済・財政再生計画」を踏まえ、2018年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保しているものの、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入は、大幅な減収となることが見込まれている。また、2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランスの黒字化のためには、これまで以上の歳出・歳入両面の改善を続けることが重要であるとされており、今後の地方財政は予断を許さない状況にある。

このように地方財政を巡る状況は厳しいが、今後も「安心・活力・発展」の大分県づくりを基軸として、大分県版地方創生を力強く進めていかなければならない。

当初予算編成にあたっては、こうした考え方にに基づき、25億円の予算特別枠を設ける中で、事務事業評価結果等を踏まえた要求基準によりスクラップ・アンド・ビルドの徹底を図ることとしており、その要領は次のとおりとする。

第一 全般的事項

令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止を徹底した上で、社会経済の再活性化を加速させるとともに、令和2年7月豪雨災害からの復旧・復興を迅速かつ着実に進めなければならない。

併せて、先端技術の活用による地域課題の解決や新産業の育成に取り組むとともに、行政システムをはじめ、医療、福祉、教育、農林水産業、商工業等、県政のあらゆる分野でのデジタル化を迅速に進める必要がある。

他方、安心・活力・発展の大分県づくりを下支えする安定的な行財政基盤の構築は不可欠であり、財政規律を堅持しなければならない。そのため、新たにスタートした行財政改革推進計画に基づき、引き続き職員一人ひとりが常に行革の精神で行財政改革の取組を進めていくことが肝要である。

このため、新規事業や事業費の大幅な増要求などにあたっては、限

られた財源と人員の中で執行が可能かどうかを十分に吟味するとともに、継続事業にあっても、事務事業評価や本年度の事業実施状況を踏まえたスクラップ・アンド・ビルドを徹底すること。加えて、部局横断的な政策課題については、事業効果が最大限に発現されるよう関係部局間で協議・調整を図り、施策の機能分担と体系を明確にすること。

なお、新型コロナウイルス感染症対応事業のうち、交付金等を財源とするものについては、国の動向を見ながら別途予算編成過程において調整するので柔軟に対応すること。

また、予算編成における透明性を高めるため、要求の概要や廃止事業を公表するので留意すること。

第二 歳入に関する事項

1 県税

税制改正をはじめ、経済情勢等に留意するとともに、地方財政計画を考慮のうえ、徴収率向上対策を踏まえた年間徴収見込額を算定し所要額を計上すること。

2 地方交付税

地方財政計画等を考慮するとともに、県税収入の動向に留意のうえ、年間見込額を算定し所要額を計上すること。

3 国庫支出金

国庫補助金の新設等について、関係省庁のみならず幅広く情報収集し、確保・活用可能な国庫補助金等を計上すること。

地方創生推進交付金は、地域再生計画で位置づけられた事業について計上すること。

後進地域開発国庫負担特例法に基づく令和2年度事業に係る国庫補助の嵩上げ率は1.09であるので、事業費に充当することなく枠外財源で計上すること。

4 分担金及び負担金

市町村や受益者の負担割合の適正化を図るとともに、歳出に見合う収入見込額を計上すること。

5 使用料及び手数料

受益者負担を原則とし、歳出に見合う収入見込額を計上すること。

6 財産収入

県有財産総合経営計画に基づき、処分や貸付を進めることとするが、地価の動向等を十分勘案して計上すること。

7 基金繰入金

特定目的基金については、従来の充当事業を適宜見直し、積極的な活用を図ること。

また、今後の活用計画を精査し廃止や規模の是正を検討すること。

8 諸収入

貸付金の滞納整理強化等により償還金収入の確保を図ること。

また、受託事業を実施する場合には、人件費を含めた適正な必要額を計上すること。

9 県債

地方財政計画、地方債計画等に基づき、所要額を要求すること。

なお、臨時財政対策債等を除いた県債残高を適正に管理するとともに、交付税措置の高い有利な起債を可能な限り活用し、実質的な公債費負担の抑制を図ること。

第三 歳出に関する事項

令和2年度当初予算額（一般財源等ベース、以下同じ）に対し、部局ごとに次に示す基準の範囲内で要求すること。

1 政策的経費

(1) ポストコロナ社会創造枠予算

各部局の要求枠とは別に、25億円の特別枠を設けるので、令和3年度県政推進指針に掲げる項目に則って、創意工夫をこらした新規事業を積極的に要求すること。なお、実質的継続となる組替え新規事業は対象としないので留意すること。

(2) 政策予算（投資的予算を除く）

2年度当初予算額から事務事業評価結果反映分（C：3割、D：全額）、平成30年度予算特別枠の整理分、特殊要因分（シーリング対象外経費、以下同じ）を控除した後、2年度予算における節約額及び事務事業評価反映分を踏まえた特殊要因分を加算した範囲内とする。

なお、事務事業評価結果反映分の減算については、スクラップ・アンド・ビルド促進のために設けたものであり、減算相当額の予算枠については、特別枠を用いて施策推進効果の高い事業へと組替えた部局に付与することとし、その要領は別途指示する。

(3) 投資的予算

① 公共事業

補助事業及び国直轄事業負担金については、国の概算要求の伸び率を十分に勘案のうえ、2年度当初予算額（地方負担額ベース、以下同じ）の範囲内で要求すること。

なお、国の防災・減災、国土強靱化のための事業については、同額で要求することとし、別途予算編成過程において調整する。

また、災害復旧事業及び災害関連事業のうち、過年発生分は、年間所要額を要求し、現年発生分は2年度当初予算額の範囲内で要求すること。

② 一般国庫補助事業及び単独事業

2年度当初予算額の範囲内で要求すること。

2 経常的経費

管理予算については、年間所要額を十分精査して要求すること。

部局枠予算については、2年度当初予算額（一般財源等ベース）から2年度地域課題対応枠分を減算した範囲内で要求すること。

また、地方機関の提案に基づき地域における諸課題に対応する要求枠「地域課題対応枠」を引き続き設けるので、関係機関と調整のうえ積極的に要求すること。

3 個別経費の取扱い

(1) 補助金・負担金

効果や緊急性が低下した補助金、負担の適正化や融資など他の措置によることが可能な補助金及び少額補助金は、廃止・縮減を図ること。

また、各種団体・協会等への負担金については、加入の適否や負担額の妥当性を厳しく見直し、廃止・縮減を図ること。

(2) 貸付金

民間資金の動向や貸付団体の運営資金の実態等を十分考慮し、貸付枠や貸付利率、金融機関への預託比率、末端金利等を機動的に見直すこと。

(3) 委託料

県民サービスの向上や効率化が図られる事務については、アウトソーシングの活用を図ること。

庁舎管理運営委託料等については、業務の仕様の見直し等により節減を図ること。

(4) 印刷経費・イベント経費

カラー印刷やコピー用紙の経費を削減するとともに、冊子、パンフレット等の簡素化・電子化によりコスト削減を図ること。

また、継続的に行われているイベントや大会、講演会等について、必要性を検証したうえで廃止、縮小すること。

(5) 県有建築物の改修

県有建築物保全工事調整会議（以下、「調整会議」）において改修対象とされた大規模施設などの予防保全工事については、設計委託等も含め総務部において一括要求すること。

また、事後保全工事については、調整会議で採択された額を総務部と調整の上要求すること。

(6) 国の交付金による基金事業

国の予算等の動向にも十分留意し要求すること。なお、事業期間が終了するものについては、原則として県費への振替は認めない。

4 債務負担行為

後年度における経費支出を義務付けるものであることから、設定にあたっては慎重を期すること。

第四 他会計に関する事項

一般会計に準じて要求すること。

第五 公社等外郭団体に関する事項

公社等外郭団体に関する指導指針等に基づき、指導監督を徹底するとともに、経営悪化が見込まれる団体については、経営改善計画を速やかに策定させ、計画の着実な実行に向けた進行管理及びフォローアップを主体的に行うこと。また、出資金の引上げなど県の財政・人的関与のあり方について抜本的に見直すこと。